

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県知事（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）により非公開とした部分のうち、次の部分については、公開すべきである。

兼命令：4006828401（県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会への令和6年度負担金の支出について）に添付された、県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会会則中の、実行委員会構成委員

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和7年2月21日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

交流推進部交流推進課における

- (1) 2024年11月定例会に提出された、県立アリーナを活用した新たな観光コンテンツづくり事業（補正予算8,700万円）について、プロポーザル公募を含め事業及び支出内容がわかる文書
- (2) 2025年度当初予算の県立アリーナ周辺での夜型観光推進事業について、事業内容及び政策決定過程がわかる文書

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政文書として、次の文書を特定し、令和7年3月21日付けで、(1)については公開決定、(2)については別表の「公開しない部分」が「公開しない理由」に該当するとして本件処分を、(3)については条例第28条第4項に該当するとして非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

(1) 県ホームページに掲載した次の文書

- ・県立アリーナを活用した新たな観光コンテンツづくり事業プロジェクトマップ制作・上映業務に係る企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について（公告）
- ・県立アリーナを活用した新たな観光コンテンツづくり事業プロジェクトマップ観賞クルーズ運航等業務に係る企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について（公告）
- ・県立アリーナを活用した新たな観光コンテンツづくり事業プロジェクト

マッピング上映に関する警備・広報等業務に係る企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について（公告）

・あなぶきアリーナ香川プロジェクトマッピング2025「Departure（出発・船出）」を開催します

(2) 兼命令：4006828401（県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会への令和6年度負担金の支出について。以下「本件行政文書」という。）

令和7年度予算計上にあたっての検討資料

(3) 令和6年11月「議案の概要」

令和7年度当初予算主要事業概要説明資料

3 審査請求

審査請求人は、本件行政文書に対する一部公開決定を不服として、令和7年6月24日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分における非公開部分のうち、「実行委員会構成委員」を非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、次のとおりである。

本件非公開情報は、条例第7条第2号に該当し、「実行委員会の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより今後の事業に支障があり、実行委員会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」としている。

条例第7条第2号は、「当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開として定めている。それに該当するには、開示請求に係る行政文書を公にすることによって、法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害される蓋然性が客観的に認められることが必要であると解される。

実行委員会への負担金8,700万円は、令和6年11月県議会定例会にて、知事から補正予算として提出され、議会の賛成多数で可決されたことに伴い支出されている。実行委員会の会則の委員名を公にしたからといって、今後の事業に支障があることはない。

添付の別紙1瀬戸内国際芸術祭実行委員会会則及び別紙2かがわマラソン実行委員会会則は一般的に公になっていることから、条例第7条第2号に該当しない。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、次のとおりである。

条例第7条第2号において「公開を除く場合」として、「法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」と定めている。

まず、本件請求に対応する文書が「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するか否かについてである。本件請求に対応する文書は、実行委員会に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報である。実行委員会は、県立アリーナを活用した新たな観光コンテンツづくり事業を円滑に遂行し、夜間の観光振興に資するため、必要な事業を実施することを目的に設立された任意団体である。また、実行委員会は交流推進課内に事務局を置き、職務に専念する義務の免除を受けた交流推進課職員が実行委員会職員として事務を行っていることから、実行委員会は実施機関とは別個独立の団体であり、「国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人」と別の団体である。よって、実行委員会構成委員の情報は、実行委員会の事業に関する内部管理情報にあたることから、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。

次に、本件請求に対応する文書が、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するか否かについてである。実行委員会は、県立アリーナを活用した新たな観光コンテンツづくり事業を円滑に遂行し、夜間の観光振興に資するため、必要な事業を実施することを目的に、事業開催に必要な計画の策定や準備、事業の実施や運営を行っている。各委員については、委託業務について、契約候補者をプロポーザル方式により選定するに当たり設置される選定委員会の委員を兼任している。そのため、実行委員会の名簿が公表されると、選定委員会の委員も類推されることとなり、各委員が応募者等の利害関係者等から、その採点に関し、いわれのない誹謗・中傷や脅迫等の不当な圧力をかけられ、自己に有利となるよう企画競争のやり直しを不当に要求され、又は委員がそのような不当な圧力等を危惧することにより、今後行われる同様の公募事務の適正な遂行についても支障を及ぼす恐れがある。

このため、実行委員会委員の役職名を公にすることは、今後の事業に支障があり、実行委員会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとするものである。

以上のことから、実行委員会構成委員に関する情報については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして非公開決定を行った。

以上のとおり、審査請求の理由はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

なお、審査請求人は、本件処分のうち、実行委員会構成委員を非公開としたことを不服としているものであり、それ以外の部分を非公開としたことについては争ってはいないことから、その妥当性については審査の対象に含めないこととする。

2 県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会（以下「本件実行委員会」という。）について

本件実行委員会は、県立アリーナを活用した新たな観光コンテンツづくり事業（以下「本件事業」という。）を円滑に遂行し、夜間の観光振興に資するため、必要な事業を実施することを目的に設立された「県に事務局を置く任意団体等」である。

「県に事務局を置く任意団体等」とは、任意団体及び外郭団体以外の法人のうち、県の庁舎内に事務局を置くもの（以下「任意団体等」という。）をいう。任意団体等は、県の施策を効果的に推進するため、関係者との有機的な繋がり形成を図る手法の一つとして活用されるものであり、県の関与の必要性から団体を設置する必要があり、かつ、活用できる類似団体がない場合に設置できるものである。そして、県に事務局を設置する場合は、事業内容に公益性があるときに限られる。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、県から本件実行委員会へ負担金を支出する際に作成された執行伺兼支出命令書の起案文書である。起案文書には、執行伺兼支出命令書のほか、請求書、県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会会則（以下「実行委員会会則」という。）、事業計画（案）及び収入支出予算（案）が添

付されている。

実行委員会会則とは、本件実行委員会がイベントや特定の事業を実施するに当たり、本件実行委員会の目的、組織、運営方法等を定めた根本的なルール及び規則のことである。

4 本件処分について

(1) 非公開情報該当性について

条例第7条第2号は、法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

この基本的な考え方にに基づき、本件行政文書の本号該当性について、以下検討する。

(2) 本件行政文書の非公開部分に対する具体的判断

ア 条例第7条第2号の「法人等」について

条例第7条第2号に規定する「法人」とは、営利法人、公益法人等法人格を有するあらゆる団体をいい、「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体等で法人格はないが、法人の規約及び代表者が定められているものをいう。法人等には、株式会社、公益法人等の法人のほか、政治団体その他法人格のない団体も含まれると解される。

本件実行委員会は、本件事業を円滑に遂行し、夜間の観光振興に資するため、必要な事業を実施する目的で設置されている。そして、本件実行委員会は、その目的を達成するために、事業の開催に必要な計画の策定及び準備、並びに、事業の実施及び運営に関することを行っている。本件実行委員会は、実行委員会会則を定め、目的、事業、構成、役員等について規定している。

よって、本件実行委員会は、法人格はないものの、団体の規約及び代表者が定められており、団体としての実質を有していることから、条例第7条第2号に規定する「法人等」に該当すると認められる。

イ 条例第7条第2号該当性について

本件処分において、実施機関が条例第7条第2号本文に該当するとして非公開とした部分は、実行委員会会則に記載された実行委員会構成委員である。

実施機関は、実行委員会構成委員を公開すると、外部からの圧力や干渉

などの影響を受け、今後行われる同様の公募事務の適正な遂行に支障を及ぼし、本件実行委員会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文が定める非公開情報に該当すると主張している。

そこで、実行委員会構成委員が条例第7条第2号本文に該当するか、以下検討する。

条例第7条第2号の「正当な利益を害するおそれがある」とは、法人等の活動に何らかの不利益が生ずる可能性があるというだけでは足りず、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害されると認められることをいうものである。

本件実行委員会は、本件事業を実施するに当たり、必要な委託業務を実施する契約候補者を選定するために企画提案方式（プロポーザル方式）による公募を行っている。事業者の選定に当たっては、プロポーザル選定委員会を設置し、選定委員が、事業者からの企画提案について、審査基準に基づく審査のうえ、契約候補者の選定を行っている。

一般的に、契約事務等の審査に当たって、どの委員がどのような評価、発言等をしたのかが明らかとなれば、その評価、発言等に不満を持つ者から各委員に対して不当な圧力や干渉が生じるおそれは否定できない。また、これらの干渉等により、各委員の率直な評価、発言等に影響を与え、当該事業を発注する者が行う今後の契約等に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

しかしながら、当審査会において本件行政文書を確認したところ、実施機関が非公開とした部分は、実行委員会会則のうち、単に実行委員会構成委員が記載された部分であり、委員ごとの評価、発言等が記載されているものではなかった。また、当該部分は、本件実行委員会の委員として記載されたものであり、契約候補者を選定する選定委員として記載されたものではない。実施機関は、本件実行委員会の委員が選定委員を兼任していると主張しているが、実行委員会構成委員を公開することにより、誰が選定委員かが明らかになるとしても、本件においては、各委員の評価、発言等が記載されている等の事情は窺えないことから、直ちに今後の公募事務及び事業の実施等に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。なお、委員名を非公開とする特別な理由がある場合等は、当該事情を考慮する必要があると考えられるが、本件においては、そのような特別な理由があるとは認められない。

さらに、本件事業は、県の夜型観光に資するための公益的な事業の一環で行われるものであることは明らかである。また、本件実行委員会の事務

局が実施機関の内部に置かれていることもあり、実施機関等の行政機関とも相互に協力する関係にあるという本件実行委員会の性質等に鑑みても、当該情報を公にすることにより、本件実行委員会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、実施機関の当該主張は当たらない。

よって、実行委員会構成委員を公にすることによって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第2号本文には該当しない。

また、その他の条例第7条各号の非公開情報のいずれにも該当しない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)

別表

行政文書名	公開しない部分	公開しない理由
本件行政文書	事務局職員職氏名	特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため。 (条例第7条第1号本文該当)
	口座情報	法人の経理、経営等に関する内部管理情報であり、公にすることにより、実行委員会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当)
	実行委員会構成委員、 実行委員会支出予定額	実行委員会の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより今後の事業に支障があり、実行委員会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当)
令和7年度予算 計上にあたって	支出予算額	各業務毎の支出予算額を明らかにした場合、今後の契約事務等、事業の適正

の検討資料		な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (条例第7条第4号該当)
-------	--	-----------------------------------------